

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税課税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

貝塚市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

貝塚市長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の概要	地方税法(第三章第一節(市町村住民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が、確定申告書・給与支払報告書・公的年金支払報告書等の課税資料から、職権で決定している。 住民及び税務署から提出された申告情報、給与支払者、年金保険者から提出された支払報告書を元に個人住民税額を賦課決定し、納税者及び納入者に対して通知を行う。また納税者の減免申請により住民税の減免を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①個人住民税の賦課及び更正。 ②異動届の入力。 ③課税証明書(所得証明書)、個人住民税決定通知書の発行。 ④減免の判定。 ⑤その他の上記に関連する事務。
③システムの名称	住民税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX、国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・第9条第3項 ・第19条第9号 ・別表第1の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2 情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項のうち該当する項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2 情報照会者が市町村長となる地方税関係情報各項のうち該当する項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒597-8585 大阪府貝塚市畠中一丁目17番1号 貝塚市役所総務部課税課 電話072-433-7255
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒597-8585 大阪府貝塚市畠中一丁目17番1号 貝塚市役所総務部課税課 電話072-433-7255

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5, 7, 8	総務部	総務市民部		
		森田 昌宏	佃 茂樹		
平成29年8月14日	4		7,12,13,19,22,24,36,43の4,44,47,49の追記		
平成29年9月28日	4		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2 情報提供者が市町村長となる地方税 関係情報各項のうち該当する項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2 情報照会者が市町村長となる地方税 関係情報各項のうち該当する項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・第9条第3項 ・第19条第8号 ・別表第1の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・第9条第3項 ・第19条第9号 ・別表第1の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	事前	条項号のズレは法改正による。
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの。
令和3年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号 597-8585 貝塚市役所総務市民部課税課 貝塚市畠中1丁目17番1号	〒597-8585 大阪府貝塚市畠中一丁目17番1号 貝塚市役所総務市民部課税課 電話072-433-7255	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号 597-8585 貝塚市役所総務市民部課税課 貝塚市畠中1丁目17番1号	〒597-8585 大阪府貝塚市畠中一丁目17番1号 貝塚市役所総務市民部課税課 電話072-433-7255	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年9月20日	I -5-① 部署	総務市民部課税課	総務部課税課		
令和5年9月20日	I -7 請求書	総務市民部課税課	総務部課税課		
令和5年9月20日	I -7 連絡先	総務市民部課税課	総務部課税課		